

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣
長 野 県 知 事

下 諏 訪 町 議 会 議 長 森 安 夫

国民健康保険税の減免制度において、国、県の財政支援の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、低所得者の多い国民健康保険被保険者の生活を直撃しています。

厚生労働省は、令和2年5月1日付け、保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、令和3年3月12日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」を発信しました。通達では、「できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知や申請受付を開始していただきますよう」と記載されています。これに伴い、当町でも減免期間を1年延長する要綱の改正が行われています。

令和2年度の減収分については、国の災害臨時特例交付金と県の特別調整交付金が交付されました。しかし、令和3年度の減収分については、当該市町村における保険料（税）減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を特別調整交付金で財政支援される予定であり、当町の試算では減免総額の10分の4相当額となっています。

財政力の弱い当町では、国保財政の被保険者負担軽減に苦慮しており、さらなる被保険者の負担増や保険税の引き上げになりかねない状況も生まれます。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、住民の生活の困難拡大を考えれば、継続的な財政支援策が必要です。国民皆保険制度は、誰もが安心して医療にかかることのできる、医療保険制度の最後の砦となっています。

よって、減免制度の減収分に関して、令和2年度と同様の財政支援を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。